

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

第二千三百九十七号

平成二十六年

三月十日

月 曜 日

## 目 次

○特定計量器の定期検査の実施……………一三三  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一三五

## 公 告

### ● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十六年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり	平成二十六年四月十四日	午前十時から午後三時まで	甲州市勝沼市民会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協会
	平成二十六年四月十五日	同	同	同	同
	平成二十六年四月十七日	同	同	同	同
	平成二十六年四月十八日	同	同	同	同

平成二十六年四月二十一日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年四月二十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年四月二十四日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月七日	午前十時半から午後三時まで	山梨市三富基幹集落センター	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月八日	午前十時から午後三時まで	山梨市牧丘町総合会館	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月九日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月十三日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月十五日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月十六日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月十九日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十六年五月二十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

平成二十六年 六月十二日	同	身延町役場 身延支所	同	同
平成二十六年 六月十一日	午前十時から 午後二時まで	身延町下部 地区公民館	身延町	同
平成二十六年 六月九日	午前十時半か ら午後三時ま で	南部町活性 化センター	南部町	同
平成二十六年 六月五日	午前十時半か ら午後二時半 まで	早川町役場	早川町	同
平成二十六年 六月三日	午前十時から 午後三時まで	中央市役所 豊富庁舎	中央市の うち旧豊 富村	同
平成二十六年 六月二日	午前十時半か ら午後二時半 まで	笛吹市芦川 ふるさと総 合センター	同	同
平成二十六年 五月三十日	同	同	同	同
平成二十六年 五月二十九日	同	同	同	同
平成二十六年 五月二十七日	同	笛吹市役所 一宮支所	同	同
平成二十六年 五月二十三日	同	同	同	同
平成二十六年 五月二十二日	同	同	同	同

皮革面積計	平成二十六年 六月十三日	同	身延町役場 本庁舎	同	同
平成二十六年 六月十六日	午前十時から 午後三時まで	富士川町鰻 沢福祉セン ター	富士川町	同	同
平成二十六年 六月十七日	同	富士川町民 会館	同	同	同
平成二十六年 六月十八日か ら平成二十七 年三月三十一 日まで（山梨 県の休日を含 める条例（平 成元年山梨県 条例第六号） に定める県の 休日を除く。）	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。）	同	同	同
平成二十六年 六月十八日か ら平成二十七 年三月三十一 日までの間で 、個別に県が 指定する日	同	山梨県計量 検定所（平 成二十六年 六月十七日 までに検査 を受けなか った場合に 限る。）	同	同	同
平成二十六年 六月十八日か ら平成二十七 年三月三十一 日までの間で 、個別に県が 指定する日	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。）	甲府市を 除く県下 全域	山梨県計量 検定所	同



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番